

令和3年12月

君津市農業委員会議事録

令和3年12月6日（月）

令和3年第12回総会 君津市農業委員会議事録

日 時 令和3年12月6日（月）午後2時00分から午後2時42分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第11号 令和3年度第4次農用地利用集積計画について

日程第7 議案第12号 令和3年度農用地利用配分計画（令和3年12月）について

日程第8 報告第 1号から報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 5号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について

報告第 6号から報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第13号から報告第14号 軽微な農地改良に係る届出について

報告第15号 廃土処理（公共事業施行）事業届について

出席委員（12名）

| | | | | | |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 1 番 | 鈴 木 | 郁 夫 | 2 番 | 鮎 川 | 正 幸 |
| 3 番 | 水 野 | 徳 子 | 4 番 | 小笠原 | 武 男 |
| 5 番 | 笹 本 | 幸 恵 | 7 番 | 神 子 | 純 一 |
| 8 番 | 石 橋 | 定 雄 | 9 番 | 真 板 | 徹 |
| 1 0 番 | 田 丸 | 三 郎 | 1 1 番 | 鳥 海 | 純 次 |
| 1 3 番 | 鈴 木 | 清 | 1 4 番 | 粕 谷 | 定 嗣 |

欠席委員（2名）

| | | |
|-------|-----|-----|
| 6 番 | 宇 野 | 真 弘 |
| 1 2 番 | 江 澤 | 康 雄 |

出席した職員

| | |
|--------------|-------|
| 事務局長 | 齋藤 久夫 |
| 副主査 | 田島 直樹 |
| 主任主事 | 江澤 俊太 |
| 上総事務所主任主事 | 真木 博章 |
| 經濟部農政課企画調整係長 | 奥倉 康裕 |

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。

師走に入りまして、何かとお忙しい状況の中、御参加いただきましてありがとうございます。

今年もいろいろと大変な案件もございましたけれども、委員の皆様の御協力の下に何とかこの1年を過ぎ終えようかという段階になってまいりました。コロナ禍ということで活動にも支障があったり、あるいは通常の行事もなかなか行えないということで、本来であれば、懇親を深める会も欲しかったなというのが本当のところではございます。

しかしながら、そうした中でも本当に皆さんの御助力と、そしてまたチームワークによりまして、無事1年過ごさせていただきましたことを厚くお礼を申し上げたいと思います。

来年こそは普通の生活あるいは普通の行事が行えるように皆さんとともにそういう期待をして、年を迎えたいと思う次第でございます。

今日は今年最後の総会ということでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎諸般の報告

会 長 それでは、11月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

11月9日、令和3年度女性農業委員初任者研修会及び千葉県女性農業委員の会が君津市役所6階災害対策室においてオンラインにより開催され、女性委員3名と事務局職員1名が出席をいたしております。

11月15日、令和3年度農山漁村男女共同参画君津地域推進会議地域セミナーが千葉県君津合同庁舎4階の大会議室で開催されまして、私と事務局職員1名が出席をいたしました。

11月30日、令和3年度農業者年金加入推進部長等研修会が千葉県文化会館で開催され、私と事務局職員2名が出席をいたしております。

そして12月2日、令和3年度千葉県農山漁村いきいき研修会が千葉県君津合同庁舎4階大会議室でのウェブ会議及び各自ネットやユーチューブによる視聴にて開催をされました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は12名でございます。よって、定足数には達しておりますので、令和3年第12回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名をいたします。

11番、鳥海純次委員、13番、鈴木清委員の2名をお願いいたします。

◎議案第1号ないし議案第8号

議長 日程第3、議案第1号ないし議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

尾車地先の畑3筆、面積1,240平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた9,388.65平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、コンバイン、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は世帯全員で150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第2号について説明します。

中島地先の田4筆、面積5,084平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、譲受人は農業経営の規模拡大のため

めです。

許可基準として、本申請の面積と合わせて下限面積を超えた6,650平方メートルの農地の経営を予定し、農機具はトラクター、田植機、管理機、バインダーを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第3号について説明します。

旅名地先の田5筆、面積2,956平方メートルを賃貸借するものです。

申請理由として、貸主は高齢により耕作できないため、借主は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、君津市内において農地を借り受け、耕作をしており、全て管理できていることを確認しております。下限面積を超えた3,430平方メートルの農地を経営し、農機具は運搬車、草刈り機、剪定はさみ、手押し車を所有しています。

農作業従事日数は世帯全員で150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第4号について説明します。

岩出地先の田4筆、面積1,168平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農業機械がなく耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万1,925平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、耕運機、草刈り機、ユンボ、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第5号について説明します。

浦田地先の田1筆、面積802平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相手方申出のため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万3,038平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、計量機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第6号について説明します。

坂畑地先の畑1筆、面積1,731平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により経営規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、本申請と後ほど御審議いただく議案第11号 令和3年度第4次農用地利用集積計画において500平方メートルの賃借が認められますと、下限面積を超えた3,039平方メートルの農地の経営をすることとなります。

農機具はトラクター、耕運機、噴霧器、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第7号について説明します。

坂畑地先の田1筆、面積1,016平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農業機械がなく耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた7,728平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、耕運機等を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第8号について説明します。

笹地先の田2筆、畑3筆、面積1,649平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は居住地が遠く経営規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた8,096平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号について、1番、鈴木郁夫委員からお願いします。

鈴木（郁）委員 1番、鈴木郁夫です。

詳細は、ただいま事務局のほうから説明のあったとおりです。

申請地は、議案書別冊の1ページを御覧ください。

地図上の上部中央にY字路になるところがありますが、そこに尾車自治会館がございます。地図上右側の県道六手荻作線をさらに900メートルほど進んだところの丸印が当該地になります。

それで11月29日3時に譲受人のお父さんに会いまして、今回の農地譲渡に至る経緯を

確認しました。

本物件は、尾車地区の山あいの高台にありまして、ここは畑で、かつては梅の栽培をしていたところですが、今現在も数本の木が残っています。当該の畑3筆、1,240平米は譲受人の宅地と田んぼに挟まれて、ここが耕作放棄地になってしまいますと非常に環境が悪化してしまうということで、草刈り等の手間がかかる、譲受人としては非常に困るということで、同級生のよしみということで売買に至るという経緯がございました。

譲渡人が当日不在であったために代理人の〇〇〇のほうに確認を取って、譲渡人のほうの意向も確認を取っております。今回は譲受人の子供さんになるんですけれども、勤めをしながら農機具も備えておりまして、農業後継者として農地を守っていききたいということのようです。

以上、問題点はないと思いますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続きまして、議案第2号について、4番、小笠原委員から申し上げます。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第2号について説明します。

詳細は、事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は別冊2ページを御覧ください。

パーラーニューチャンピオンの北西から約1キロメートルの地点及び成願寺堰の南方に位置する田んぼであります。

11月26日に譲受人と現地の聞き取りをしました。申請地は現在耕作されている田んぼであり、譲受人は引き続き耕作していくもので何の問題もないと思われまして、よろしく御審議申し上げます。

議 長 続きまして、議案第3号について、9番、真板委員から申し上げます。

真板委員 9番、真板です。

議案第3号につきまして、現地調査の結果を説明させていただきます。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

去る11月29日、借主の代理人と貸主との3名による現地調査を行いました。

申請地は別冊の4ページ。

太い線が国道410号線でございます。旅名橋というところから200メートルほど南に下がって、すぐに左側、これは旧道になりますが、市道を650メートルほど入った場所です。場所は貸主の家のすぐ前で、申請地は以前は梨園でありましたけれども、高齢になり、規模を縮

小するために抜根して更地となっております。

借主のほうはブルーベリーを栽培する予定でございますけれども、既に亀山地区の笹というところで3,400平米あたりの農地でブルーベリーと栗を栽培しておりまして、規模拡大をしたいための申請がありました。この関係で、栽培には問題ないと思いますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 続きます、議案第4号について、11番、鳥海委員からお願ひします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

議案第4号について、現地確認について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりです。

場所は別冊5ページを御覧ください。

図面左下のほうから小糸から小櫃に向かい、JAきみつ虹のホールのある、あの前の通りです。その先、丁字路を右折して久留里方面に向かい、100メートルぐらい行き、また右折して300メートルぐらい行ったところです。

11月30日、代理人と連絡を取り、現地へお会いして話を伺いました。現場は栗と柿と梅の木が植えてあり、草刈りもしてあり、きれいに管理はされておりました。譲渡人は相続で受け取りましたが、農業経験もなく、機械も何も持っておらず、数年前より人に貸して耕作を頼んでおりましたが、今回、その人ができなくなり、農地を返され、近くを所有していた譲受人に話をしたところ、譲受人は規模の拡大を希望しており、話がまとまったそうです。譲受人の所有地はかなり広い場所がありましたが、どこもきれいに管理されておりましたので何ら問題ないと判断いたしました。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続きます、議案第5号ないし第8号について、14番、粕谷委員からお願ひします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号5号は江澤委員の担当ですが、今日は欠席ということで、江澤委員から書面で調査結果を預かっておりますので代読いたします。

議案5号について、現地調査の結果について報告をいたします。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

11月24日に譲受人と午後に現地で会いました。

場所は別冊資料6ページになります。

5号議案は、久留里線の踏切を渡り、100メートルほど先、2枚の田んぼです。現状は1枚に耕作されておりました。以前はカヤが茂っていたため、刈り取って処理をした後は

5度ほどトラクターで耕したと聞きました。譲受人は農業経営の規模拡大のために今回の申請になりました。特に問題はないと思っていますので、よろしく御審議のほどお願いします。

それでは、議案番号第6号について説明をいたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

別冊地図7ページをお開きください。

図面の黒で塗り潰してあるのが亀山湖でございます。図面の下に国道465号線が走っています。申請地はこの国道から700メートルほど入った部分に位置しております。近くには亀山コミュニティセンターや今年閉校になった亀山中学校があります。

11月28日、代理人と現地において申請内容について確認いたしました。譲渡人は高齢により管理ができなくなっており、経営規模の縮小をしたいため、そして譲受人は農業経営規模拡大のために取得するとのことでした。

続いて、議案番号7号について説明いたします。

申請内容の詳細については、事務局の説明のとおりです。

別冊地図7ページをお開きください。

図面右下に国道465号線が走っています。申請地はこの国道から80メートルほど入ったところに位置しています。

11月26日、代理人と現地において申請内容について確認いたしました。譲渡人は議案番号6号と同様、高齢のため経営規模を縮小したいため、そして譲受人は農業経営規模拡大のために取得するとのことでした。

続いて、議案番号8号について説明をいたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

別冊地図8ページをお開きください。

図面左上から下に主要地方道千葉鴨川線が走っています。申請地はこの千葉鴨川線から350メートルほど入ったところにあります。

11月28日、代理人と譲受人と現地において申請内容について確認をいたしました。譲渡人は住まいが遠くにあり、管理が困難なため、そして譲受人は農業経営規模拡大のために申請するとのことでした。

以上3件、特に問題はないと思われまますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等ありましたら、挙手をお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第5号のところちょっと聞き逃してしまったかもしれないんですが、譲渡人の方の今までの土地の管理というのはどういうふうになっていたんでしょうか。耕作されていた形跡とかそういうことはないんですか。

議長 事務局お願いします。

江澤主任主事 お答えします。

今までは管理がされていなかったような状況になっております。今、新しく譲り受けようとする方がある程度、耕作できるところまで現時点では持っていっているのは確認しております。

笹本委員 ありがとうございます。

議長 長 よろしいですか。

笹本委員 はい。

議長 長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

議長 長 それでは、質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

議案第6号につきましては、本日審議予定の議案第11号 令和3年度第4次農用地利用集積計画による利用権の設定と併せ、譲受人は農地法に規定する下限面積を満たすために議案第11号の審議後に採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第6号については議案第11号の審議後に採決をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第9号

議長 日程第4、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

田島副主査 議案第9号について御説明いたします。

議案書4ページをお開きください。

大戸見地先の田1筆、面積1,090平方メートルを太陽光発電施設へ転用します。申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル144枚を設置したいとのことです。

用排水計画は雨水のみで自然浸透です。

工事中は火気使用設備器具、電気設備器具等の管理を徹底します。また、近隣への粉じん防止、前面道路を工事車両が占有するときは誘導員を置き、事故防止に努めます。

隣接農地の所有者からは同意を得ております。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第9号について、13番、鈴木清委員から

お願いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第9号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙9ページを御覧ください。

中央に蛇行しているのは小櫃川です。左の中間ぐらいですか、318というところが今、工事をやっている大盛橋です。そこから右のほうに道なりにずっと800メートルくらい行ってちょっと集落がありまして、そのところが今の現状、申請地でありまして、前回もありましたけれども、太陽光が上の田に設置してありまして、今度、その3段目のところに設置するということでもあります。

申請人は、相続により申請の場所に太陽光を設置したいということでありまして、特に問題は無いと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

（発言する者なし）

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第10号

議長 長 日程第5、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第10号について御説明いたします。

西原地先の畑1筆、面積994平方メートルを所有権移転により宅地拡張、駐車場へ転用します。申請地は都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地を自家用車駐車場4台、家庭用物置、業務で使用するため借りているトラックの駐車場2台、トラック用物置2台としたいとのことです。

進入路部分及び申請地奥の低い部分を埋め立てますが、500平米未満のため残土条例による規制はありません。

用排水計画は自然浸透になります。

施設整備時には周辺農地の作付け等に十分配慮するとともに、粉じん、防音等、最善の注意を払います。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第10号について、10番、田丸委員からお願いします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案10号につきまして、御説明いたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

11月26日、代理人の方に連絡を取りまして、午後から現地で話を伺いました。

場所ですけれども、別冊10ページを見てください。

左側の濃い部分が小櫃川になります。西賀和橋から700メートル行き、右側が申請地になります。

譲渡人は長年耕作しておらず、会社員で管理ができないため、また、譲受人は申請地のわきに5戸の家が建っておりますが、一番奥のため、車等を止める場所がなく、旧市道の空き地に止めてありました。また駅から離れていて防犯の面からして、また自宅に隣接する申請地に今回、駐車場等を造るため、申請になりました。

近隣の方、また農地所有者には説明して了解を得ており、特に問題はないと思われま。よろしく御審議お願いします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

ここで、事務局から連絡がございます。

田島副主査 申し訳ございません。事務局より議案書の訂正の連絡をさせていただきます。

議案書その2、ページ数が多い厚いものがあると思うんですけれども、そちらの91ページなんですけれども、こちらは本来、統計表を載せるべきところだったんですけれども、92ページと同じ一覧表、同じものが2つあると思うんですけれども、大変申し訳ございません。

正しくはお配りしたペラ1枚のほうですね。91ページに統計表、92ページに一覧表というふうになっていると思うんですけれども、こちらが正しいものになります。大変申し訳ございませんが、差し替えのほうをお願いいたします。

以上です。

◎議案第11号

議長 それでは、日程第6、議案第11号 令和3年度第4次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

議案第11号及び議案第12号につきましては、君津市農業委員会総会議案（その2）を御覧ください。

なお、議案第11号につきましては、2番、鮎川正幸委員、4番、小笠原武男委員、5番、笹本幸恵委員が関係する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

（2番 鮎川委員 退室）

（4番 小笠原委員 退室）

（5番 笹本委員 退室）

議長 それでは、経済部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 農政課、奥倉でございます。

議案第11号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和3年度第4次農用地利用集積計画の策定に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書その2の2ページを御覧ください。

まず、利用権設定につきましては、君津地区92件、256筆、31万9,773.51平方メートル、

小糸地区43件、161筆、20万1,570.61平方メートル、清和地区1件、3筆、2,996平方メートル、小櫃地区1件、5筆、5,492平方メートル、上総地区5件、16筆、1万3,370平方メートル、合計142件、441筆、54万3,202.12平方メートルでございます。

続きまして、所有権移転につきましては、小櫃地区2件、12筆、1万1,186平方メートル。以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書3ページから89ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第11号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第11号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

2番、鮎川委員、4番、小笠原委員、5番、笹本委員の入室を認めます。

(2番 鮎川委員 入室)

(4番 小笠原委員 入室)

(5番 笹本委員 入室)

議長 ただいま議案第11号が決定となりましたので、先ほどの議案第6号についての採決をいたします。

議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第12号

議長 日程第7、議案第12号 令和3年度農用地利用配分計画（令和3年12月分）を議題といたします。

それでは、経済部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 議案第12号について御説明いたします。

農地中間管理機構において、中間管理権を取得し、農地を貸し付ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を作成し、千葉県の認可を受ける必要があります。

この手続において、機構は市に配分計画案の作成を求めることができ、市は農業委員会の配分計画案についての意見を求めることができる旨、同法第19条第2項及び第3項に規定されております。

このたび機構から市に対し、配分計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成した令和3年度農用地利用配分計画案（令和3年12月分）についての御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書、差し替えたものの91ページを御覧ください。

配分計画案の件数及び契約面積についてですが、君津地区1件、田2筆、1,614平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書92ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用配分計画案でございますが、市では農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第12号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

（発言する者なし）

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第12号について、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおりとし、意見なしと報告をいたします。

恐れ入ります。初めの議案書にお戻りいただきたいと思っております。

◎報告第1号ないし報告第15号

議長 日程第8、報告第1号ないし報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第5号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、報告第6号ないし報告第1

2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告第13号及び報告第14号 軽微な農地改良に係る届出について、報告第15号 廃土処理（公共事業施行）事業届については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第15号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

（発言する者なし）

議 長 質問、意見等、ないようでございますので、報告第1号ないし報告第15号を終わります。

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和3年第12回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和4年第1回農業委員会総会は、令和4年1月7日の金曜日、市役所5階大会議室にて開催の予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

（午後2時42分）